

昭和の大合併を見直す（上）

西 川 雅 史

1. はじめに

1950年に世に出た「神戸勧告」（行政事務再配分に関する勧告）では、とりわけ人口の少ない町村に対しておおよそ7000-8000人程度が下限となるように町村合併することを要請している。1953年に施行された町村合併促進法では、その神戸勧告に則り、8000人程度を目途とした合併を小規模町村に奨励する一方で、都市の大規模化には消極的であった。その法律名に「市」が含まれていないのは、政治的議論の帰結であって偶然の産物ではない。各県では、こうした合併指針に配慮しつつ町村合併の計画案を策定し、県下の市町村へ提示した。上位団体の思惑通りに「昭和の大合併」が進めば、各県下の市町村の人口規模は、底上げと頭打ちとによって均整化することになったであろう。

このような昭和の大合併について本稿では2つの論点から検討を加えたいと考えている。1つめの論点は、昭和の大合併が目指したとされる「8000」という数字の出自を明らかにしたいというものである。例えば、総務省ウェブサイト（市町村合併資料集）では、8000人という目安値は「新制中学校1校を効率的に設置管理していくために必要と考えられた人口」と記載されているが、本稿が問うのは、どのような根拠に基づいて必要と考えたのかである¹⁾。

1) 市川（2011, p.68-70）は、町村合併促進法が提示した8000人という基準について、新制中学校と関連させている公的な通知や国会などの答弁は見当たらないと指摘している。

以下では、8000と言う数字の根拠を探るために、神戸勧告を作成した地方行政調査委員会議事事務局が編んだ『町村合併の理論と実際』（以下、『理論と実際』）と『地方財政資料 昭和24年・昭和25年度』（以下、『財政資料』）を検討する。

2つめの論点は、町村合併促進法が計画した姿と、合併後の実際の姿との齟齬を明らかにしたいというものである。下限値の目安として明示されていた8000人という数字は、実質的な効力を有していたのであろうか。また、市の合併を推奨しないという意味において緩やかな上限も有する町村合併促進法は、その下限値の存在と合わせて、町村人口の均整化を促したのであろうか。これらの疑問に答えるために、『岩手県町村合併誌』を利用して、岩手県下の市町村における人口および面積を合併前と合併後で比較したい。

大風呂敷を広げると、国の政策は、典型的には、その入り口の段階で法律によって意図と規定が明示され、出口の段階で予算執行という結果が残る。しかし、入り口の手前には政策を必要とした事実あるいは根拠が存在しているはずであるし、出口の先には政策の帰結としての現実の姿が存在しているはずである。本稿は、わが国のあり方に大きな影響を与えた昭和の大合併という政策を題材として、入り口の手前にあったはずの「根拠」と、出口の先にある「現実の姿」とを考察することで、政策の全体像を評価する試行的な取り組みなのである。

以下、本稿では1つめの論点について、つづく2節でシャープ勧告から昭和の大合併までの経過を振り返る中で神戸勧告の位置づけを確認する。3節では、神戸勧告の考え方を整理した上で、町村合併の目安として設けられた8000人という値の根拠を探り、その説得力が不十分であることを指摘する。4節でこの不足を補う考察を岩手県下の市町村データを用いて行い、5節で本稿の内容を小括する。2つめの論点については稿を改めて下巻で論じる。

2. シャープ勧告から昭和の大合併まで

1947（昭和22）年，集権化されていた戦前までのわが国の統治のあり方を見直す形で地方自治法が制定された。同年には，学校教育法が施行され，市町村は小学校と中学校を設置することが義務づけられるとともに，その設置者として学校経費を負担することとされた。1948年には警察法も施行され，5000人以上の市街的町村と市では自治体警察を持つこととされた。『岐阜県町村合併誌』（pp.453-454）では，特記すべき新制度として警察法と教育委員会法を取り上げた上で，地方財政に最も影響を及ぼしたものが「新学制」であったと記述している²⁾。

分権的制度が導入され始める中であって，1949年に提出されたシャープ勧告は，集権的かつ責任の所在が不明瞭であった都道府県と市町村の役割分担を体系的に見直すための指針を与えるものであった。その中で示された3つの原則が以下である。1つめは行政責任明確化の原則，2つめは能率の原則，3つめは地方公共団体・市町村優先の原則である。シャープ勧告では，この市町村優先の原則によって担うべき役割が増える市町村に対して，期待される役割を果たし得るだけの十分な資力を持ち得ない場合には，国からの垂直的な財政移転（平衡交付金）によって財源を保障すべきであるとも述べられている。それゆえにこそ，財源保障の額を少しでも抑制できるよう，各市町村には能率的な行財政運営を求めている。

シャープ勧告で示された方向性をわが国の実情に沿う形で具現化するため，その検討の場として設置されたのが地方行政調査委員会であり，1950年に

2) 時代が少し異なる資料であるが，北原（2001）が考察した長野県御代田地域の場合をみると，昭和の大合併が進んだ1958年頃の中学校の建設費用は約8400万円であり，その財源は，補助金2000万円，起債1800万円，地元負担金4600万円となっている。地元負担金のうち2000万円は地域に存する区有財産の処分費で賄うこととされている。御代田町の1957年当時の歳入総額が4194万円であったと記述されているから，中学校を持つことの費用負担の相対的な大きさを理解できる。

「神戸勧告」をまとめあげている。神戸勧告の中では、都道府県と市町村の役割分担の提示に加えて、地方自治体の能率化を図るために小規模町村の合併を要請しているのだが、この後者の部分だけを本稿では取り上げることになる。国の立場からすれば、町村合併によって効率性を引き上げて一人当支出額を抑制しなければ、町村へ保障すべき財源（特に平衡交付金は財源保障の性質が強かった）が膨張し、これによって国庫が圧迫されてしまうことが懸念されたものと想像される。市町村の立場からすれば、合併によって歳出額を縮減しても、その果実たる財政余剰は、国の予算制約を守るために吸収されてしまうのであって、町村合併で汗をかいた団体が直接的に享受できるわけではない。むしろ合併をした団体では、公共施設等が集約されるなどして不便になる住民が生じるなど、いわばデメリットが顕在化する蓋然性も高い。このような合併政策を市町村の自発的な選択の下で進めようとするれば、それなりの条件が整わなければならない。すなわち、地方自治体が現状を維持し得ないとの危機感を抱く状況になっていること（ムチ）や、合併に関するメリットが国から供与されること（アメ）などが必要になる。

2.1 ムチとアメ

1949（昭和24）年の地方予算は、ドッジラインによる緊縮財政の影響を受けて急激に縮減された。インフレの昂進による人件費の急拡大という問題を抱えていた地方財政は、これによって、その窮乏の度合いをいっそう深めたとされている³⁾。しかしながら、表1が示す決算資料からはそうした様子を見て取ることは難しいかもしれない。急激に高騰していた物価を考慮しても、表1の最右列が示すように、地方自治体の歳入額は徐々に増加しているのである。これに関しては、2つの資料が補足されねばならない。1つは表2である。表1

3) 荻田（1977, p.663）でも、1945（昭和20）年から1949年の間は、公務員給与水準の引き上げに要する財政対策に追われて、地方財政は何もできなかったのが実状であろうと回顧されている。岡田（2009）では、彦根市の合併を取り上げ的过程中で、1948年度予算の作成の困難さを市長の言葉を借りる形で示している。

で1949年の決算をみると歳入が4146億円となっているが、表2が示すように、1949年の当初予算は3465億円であった。また、国庫支出金の当初予算と決算の乖離の割合をみると、当初予算が約29%も小さかったことがわかる。後年の事例になるが、福武ほか（1958, p335）では、1953年のデータを用いて、財政力の乏しい団体においては、決算額が予算額をはるかに超えている実態を指摘している。委任事務的性格の強い役場費や教育費を予算に計上するだけですら予定されている収入が不足するため、それ以外の予算を計上することができずに年度が始まり、その後、追加的に工面された財源で支出が行われるため決算額は大きくなる。こうして予算と決算が乖離したというのである。なお、予算と決算の乖離は、部分的には補助金などによって埋め合わされていたが、部分的には地元住民の寄附金（収入を事前に予定できない財源）などによっても補充されていた。こうした事情から、各地方自治体では、決算で見る以上に将来の財政見通しについて厳しいものを感じていたはずである。

もう1つの資料は、配付税の変遷である。『昭和財政史第16巻地方財政』（pp.299）で配付税の配付税率をみると、1946年度は、国税の所得税・法人税のうち16.67%が配付税とされ、入湯税・遊興税・飲食税の34.79%が配付税とされていた。これらの率は、1947年度になると前者が23.86%、後者が31.38%へと変更される。1948年度には前者が33.14%となり、後者はなくなってしまふ。そして、1949年度の当初に示された所得税・法人税の配付税率が16.29%とされたことで、いわゆる「配付税が半減された」（33.14の半分の値は16.57である）という事態に至る⁴⁾。このように、あたかも調整弁のように恣意的な操作を受ける財政状況の下で、地方自治体の危機意識は十分に高まっていたのである。

そうした折りに、1951年に地方自治庁から各都道府県知事へ向けて町村合併を促すための通知が発せられたことで、変化の必要性を痛感していた市町村の間にも動揺が生じ、1951年度中だけで96町村が合併している（『全国町村

4) 小西（2019, p.172）にある「そのことのショックが大きかったことはいうまでもない」が端的に状況を表している。

会史』, p.126).

これら先行的に合併した町村からの陳情を受ける形で、1951年度中にはいわゆる「合併算定替」による財政的支援が始まっていたことを市川（2015）が指摘している⁵⁾。そして1953年10月には「町村合併促進法」が施行され、合併に付随する障害が制度的に取り除かれ、都道府県による斡旋も強化されるなど、合併にまつわる支援が拡充されていく⁶⁾。この町村合併促進法が施行された1953年を起点とし1961年までの期間を本稿では「昭和の大合併」と位置付けることにする⁷⁾。

なお、昭和の大合併については、シャープ勧告における地方分権的なテストが後背に退いてしまい官僚的集権への道を拓くものである（吉富1957, p.13）、あるいは、国庫財政の窮乏の穴埋めをするためのものである（島1958, p.18-19）といった論旨で語られることもあるが、その一方で、和田（1959, p.6-7）では、こうした悲観論は事実であるとしても、全体として見れば町村合併の政策効果は「プラスであろう」とされている。本稿の理解は和田に近い。

3. 神戸勧告の理念と実際

シャープ勧告では、それが目指す地方分権の姿に比して、当時のわが国の町村の多くはあまりに小規模に過ぎると判断されたことから町村合併を勧奨した。これを受けて、神戸勧告では、「諸種の資料を総合的に判断した結果、

-
- 5) 河中（1956, p.57）にも、合併後に特例的財政措置を要求する姿が記されている。
- 6) 長野（1977, p.720）は、多方面からの反対を押し切った形で合併に関する援助的補助金が「たしか昭和二十八年度の初年度分として七億円と決められていた」と述懐している。佐藤（2005）によれば、合併時に与えられる優遇措置は、各省から提案されたメニューの形となっており、その中には、運輸省による市営バスの運行許可や、農林省からの国有林野の払下などが含まれていたが、合併後にそれらが実現せず、いわば「空手形」となったものも多かったと記されている。他方で、制度への無理解が不満を生じさせた一面もある。川瀬（2003, p.106）には、交付税額を減額された村長が「合併算定替」のことを合併前の交付税額が保障されることと勘違いしたまま憤慨していることが指摘されている。
- 7) これは市川（2011, p.332）に倣った期間設定である。

昭和の大合併を見直す（上）

表1 地方財政状況（決算）

年度	地方の歳入 (百万円)	地方税 (百万円)	平衡交付金 ・配付税 (百万円)	国庫・都道 府県支出金 (百万円)	消費者物価指 数・総合(全都 市)：年平均	物価調整後 の地方の歳 入(百万円)
1947(昭和22)	100,021	20,198	19,363	32,350	100	100,021
1948(昭和23)	277,500	77,709	49,884	88,789	183	151,639
1949(昭和24)	414,694	142,441	67,731	113,118	241.4	171,787
1950(昭和25)	544,949	188,281	108,451	126,634	224.9	242,307
1951(昭和26)	693,657	272,264	120,005	138,940	261.8	264,957
1952(昭和27)	853,089	307,766	145,000	172,962	274.9	310,327

NOTE：地方の歳入額，地方税，平衡交付金（昭和24年度までは配付税），国庫支出金と都道府県支出金の合計額は『昭和財政史第16巻地方財政』（pp.513-516）より作成．消費者物価指数は厚生労働省（『労働経済の分析』昭和27年，第83表）より作成．

表2 昭和24年の地方財政状況（当初予算と追加補正額）

	地方の歳入 (百万円)	地方税 (百万円)	配付税 (百万円)	国庫・都道府県支出金 (百万円)
当初予算	346,564	150,000	57,700	80,762
補正追加額	33,273	2,400	9,000	14,173
合計	379,837	152,400	66,700	94,935

NOTE：『昭和財政史第16巻地方財政』（pp.297）より作成．

……おおむね人口七，八千程度を標準として……規模の合理化を図るべきである」という具体的な合併の姿を提示した．それが，1951年1月に地方自治庁より発された『行政事務の再分配及び町村の規模の合理化に関する件』という通知では，「人口八千内外が事務の能率的処理が期待し得る」となっている．『岐阜県町村合併史』（p.481）では，これが町村合併促進法の指針，すなわちその第3条で「町村は，おおむね八千人以上の住民を有するのを標準とし」としていることに反映されたと推論している．このように，町村合併が必要とされた経緯については理解できる．さりながら，それが神戸勧告の中で具現化される段において，7-8000人という下限値が定められた根拠については必ずしも判然としない．この点に関して本稿が目にしたのが，神戸勧告を策定した地方行政調査委員会議事務局が1951年に公表した『理論と実際』である．その序文を読むと，『理論と実際』を編纂した主旨は，神戸勧告のうち規模の効率

性に関する調査と研究の成果を至便な解説書の形でまとめるところにあったとされている。『理論と実際』の内容のうち本稿にとって重要なのは以下である。すなわち、シャウブ勧告で町村合併を奨励するのは、(1) 学校や警察などの行政サービスを独立して維持することが困難な場合と、(2) 合併が町村の能率を増すために望ましい場合の2つであるとし、前者を「能力」の問題、後者を「能率」の問題であると要約した上で、両者の違いについて紙幅を割いて論じている箇所である。

『理論と実際』では、少なくとも短期的には、町村合併によって収入は増えない（一人当収入は変わらない）という意味で、「能力」は変わらないと論じられている。これは、行政区界を消しゴムで消しても当該地域での税収が増えるものではないからであり、穏当な見立てである⁸⁾。それでもなお、町村合併には町村の「能力」を引き上げる一面がある。北原（2001）にある長野県御代田地域の数値例を使って喩え話をしてみよう⁹⁾。中学校の建設費用のうち補助金を除く負担が約6400万円、これを公債で賄いゼロ金利で40年間で償還するならば、単年度の必要額は160万円となる。一人当税収が1000円であり¹⁰⁾、その半分である500円を中学校の建設費に充当するとしても、3200人規模の町村でなければ、160万円を捻出し得ない算段になる。そうすると、人口が2000人のA村と1200人のB村があるとき、これらの村が独立して中学校を建設することは困難であると見込まれるが、それらが合併して3200人のC町となれば、ひとまず中学校を建設する「能力」を備えることができる。これが能力の話である。

次に能率の話である。先の喩え話を続け、中学校を有するC町へ人口800

8) 「昭和の大合併」には含まれないが、福士（2004）による静岡県富士市の1966年の合併事例は、新産業都市建設促進法（1962年公布）を睨んだ、経済的な発展を明確に志向したものであって、「能力」の引き上げを目的としていたといえよう。

9) 脚注2)を参照せよ。

10) 一人当税収が1000円であると仮定したのは、巻末に付した補論表4（図4の元データ）に含まれる一人当たりの「市町村税」に基づいている。なお、本稿では、昭和24・25年の予算や決算などのデータが示されているが、当時は物価上昇が大きかったため、一年度の違いで経済・財政のデータの値が大きく異なる。

人のD村が追加的に編入されたとしよう。幸いにも、中学校の校舎などの設備はそのままで（キャパシティを超えなかったので）、新たな生徒を受け入れることができたとしよう。これにより、分子である中学校の建設費用が一定のまま、分母である住民数が増えたことにより、住民一人あたりの費用負担額は低下する。あるいは、分母を生徒数にすれば、生徒一人あたりの支出額が低下するともいえる。『理論と実際』では、こうした一人当負担額や一人当支出額の低下による効率性の向上を「能率化」と呼び、町村合併に期待される規模の経済性とは、能力の向上によるものではなく、この能率化によるものであると言明している（『理論と実際』の第三章第一節）。つまるところ、神戸勧告における町村合併の狙いは一人当支出の削減なのである¹¹⁾。

3.1 標準規模

神戸勧告が町村合併の狙いを一人当支出の削減に置いているとすれば、町村合併促進法に反映された8000人という数字は、一人当支出を削減する（あるいは最小化する）と期待できる値として選定されているはずである。ところで、その根拠とされる材料は何処にあるのであろうか。まずは、神戸勧告の作成に関与した二人の言葉を頼りに確認してみたい。

神戸勧告の作成実務を中心的に担った佐久間彌氏へのヒアリングが『神戸委員会（地方行政調査委員会議）の審議計画と勧告内容』で行われており、そこでは、中学校と福祉事務所（ケースワーカーを少なくとも一人）を市町村が担うべきであると考えたとき、7000-8000人程度の人口規模が必要であると総合

11) 佐久間（1963）においても、神戸勧告における能率とは行政費を安くすると言うチープガバメントの考え方を基礎としていたと整理されている。なお、佐久間は、これから（1963年の執筆時点以降）は、神戸勧告があえて想定しなかった税金を生み出す「能力」（一般的な意味では「生産性」）が向上するような行政配分が必要であると論じている。これは、脚注8）にある福士（2004）による考察の視点と軌を一にしている。すなわち、地域統合の主旨が、規模の経済性（集中）を求めるものから地域の成長（拡大）を求めるものへと変遷していくのである。この集中から拡大へという政策企図の変遷過程は、平成の大合併の後、連携中枢都市圏構想が生まれてきた姿と重なるところがあり、強調しておく価値があろう。

的に判断したと述べられている (p.10)。これに符合する記述が『理論と実際』にあり、以下のような手順で説明されている。

当該箇所では、民生にまつわる標準規模の算出が企図されているのだが、まず、一人の専任の社会福祉主事を採用することを念頭におき、彼(女)が対応できる被生活保護者の数は、大都市では70世帯、町村では60世帯程度というのが「一応適当」だが、他の民生の職務を担うことも考えると「せいぜい50世帯足らずであろう」との見通しが示される。その上で、近年の人口1000人当たりの生活保護者数の推移が6.2から7.5であるという統計値を示し、 $50 = \frac{6.2}{1000} \times N$ といった計算式から担当可能人数 N が8000人程度になるという数字を導き、これが民生に関する「標準規模」になると論じられる。ある人や設備を準備するための費用を固定費用と見做せば、その人や設備が対応可能(あるいは処理可能)な最大限まで利用者数を増やすことで、利用者一人当たりの固定費用を最小化できるのは道理である。『理論と実際』(p.96)が、「標準規模」について、最も能率的に(一人当支出を最小化して)処理することができるような大きさであると定義する所以である。

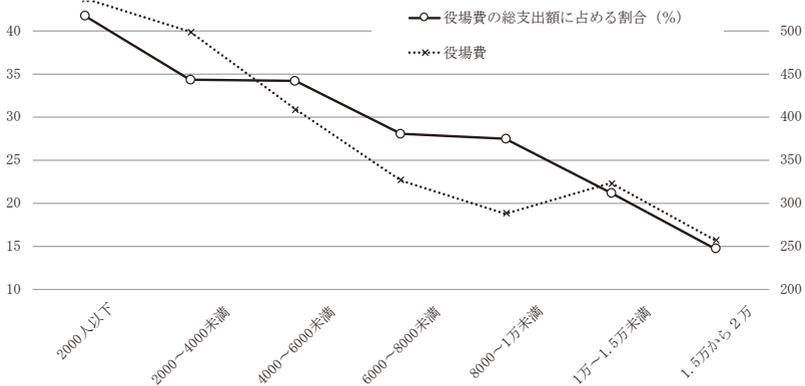
『理論と実際』(pp.99-119)では、町村が担うべきこのほかの代表的な役割についても、ほぼ同様の手順から標準規模をそれぞれ算出している。面積などの条件や端数はひとまず無視し、そこで示されている規模を一覧にしたものが表3である。ここから、標準規模が1万人を超えるものについては一部事務組合の活用などを示唆した上で、最小公倍数的に8000人程度という値が総合的に考えて妥当であると論じられるのである。しかしながら、標準規模の算出手順は、費用の内訳のイメージを私たちに示してくれてはいるが、杜撰と言える。例えば、一人の専任の社会福祉主事の仕事量の計算方法は、どの程度の正確性があるのか見当もつかない。こうした仮定上の計算の恣意性をみると、町村を能率化する人口規模が表3の値から分かると論じられても、俄には肯んじ得ぬのではないか。

昭和の大合併を見直す（上）

表3 『理論と実際』が示す町村の主たる役割における標準規模

教育：小学校	4000人	衛生：鼠族昆虫駆除	13000人	消防	14000人
教育：中学校	5500-7000人	衛生：伝染病	20000人	土木：運動施設等	7000-8000人
警察	25000-29000人	勸業	8000-9000人	土木：建築主事	50000人
民生	8000人	税務	指定無し	統計	8000人
国民健康保険	5000-6000人	戸籍	8000-9000人		

図1 人口階級別の一人当役場費など（茨城県下の自治体）

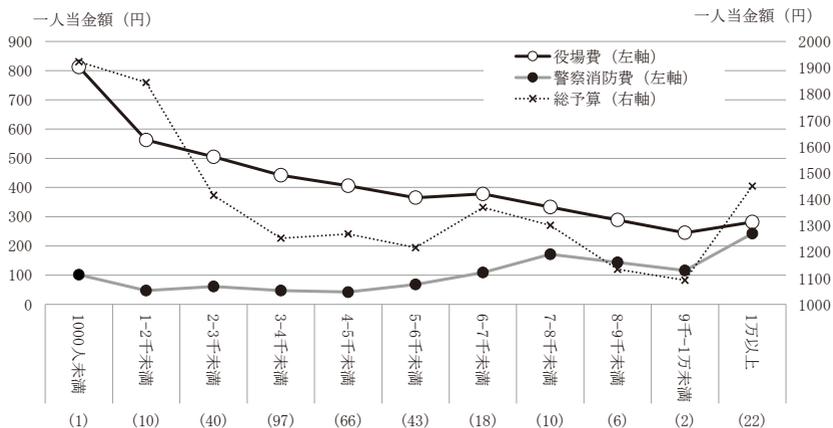


NOTE：『理論と実際』（p.119，第24表）より作成。昭和24年度最終予算。

3.2 一人当支出

『全国町村会誌』に掲載されている座談会の中で、地方行政調査委員会議で専門調査員を務めた小島憲氏（全国町村会顧問）は、8000人という人口目安について質問された際に「山形県かどこかで調査しまして」（p.768）と回答している点に注目してみたい。これに符合する資料として『理論と実際』には山形県を扱った第30表がある。なお、これと並んで掲載されている茨城県を扱った第24表や埼玉県を扱った第29表には一人当支出を意識した値が整理されており、神戸勧告の視座からすれば、これらも一体で扱うのが妥当である

図2 人口階級別の一人当負担額（埼玉県下の自治体）



NOTE：『理論と実際』（p.126，第29表）より作成。図中にある括弧内の値は対象となった団体数。昭和25年度当初予算による。

う¹²⁾。図1，図2，図3は，これらの表を用いて作成したものである。

図1は，茨城県を扱った第24表の中から，歳出に占める割合の大きい一人当役場費について図示したものである。ここから『理論と実際』は，人口が大きくなるほど一人当支出を削減できるという点と，8000人程度がボトムになっているという点とを導こうというのであるが，すくなくとも後者については首肯し難い¹³⁾。

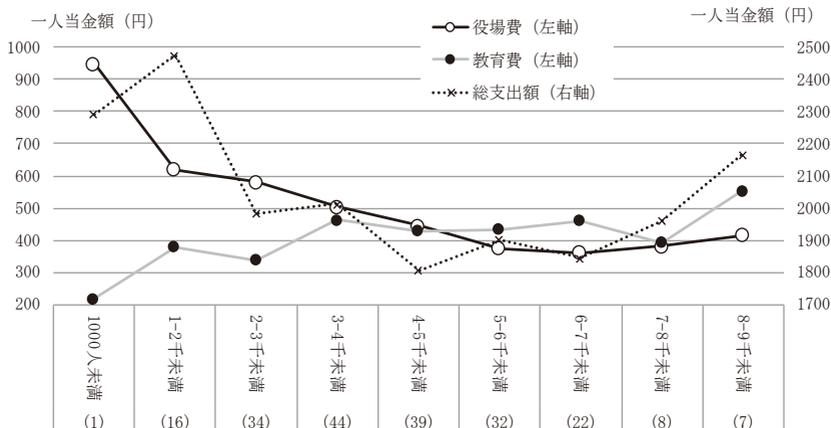
図2は，埼玉県を扱った第29表の中から，一人当総予算と一人当役場費の値を図示したものである。これをみると，人口10000以下では，人口が上昇するほど一人当たりの値が減少する傾向が示されているとも言えそうだが，人口7000-8000を特段に重視できるようなものでもない。なお，図2の警察消防費については，警察法によって，すべての市及び人口5000以上の市街的町村は

12) 山形県下の団体のデータを扱った第30表では，一人当たりの金額が算出されていないし，人口区分による比較も9000人未満までしか行われていないことから，検証材料としては不満がある。

13) 図1，図2，図3で割愛した他の費目の値については，巻末の補論表1，補論表2，補論表3でそれぞれ確認できるようにした。

昭和の大合併を見直す（上）

図3 人口階級別の一人当負担額（山形県下の自治体）



NOTE：『理論と実際』（p.126、第30表）より得られるデータを加工し、一人当たりの値を求めて作成。図中にある括弧内の値は対象となった団体数。昭和24年度決算。

自ら警察を維持するものと定められたことで、この条件を満たす団体と、それ以外の小規模町村では担うべき役割に違いがあり、図2にも6000人以上のところでの費用上昇としてその影響が現れているように見える。したがって、ここでの考察対象としては取り扱いの難しい支出項目といえよう。

最後に、山形県を扱った第30表を図示した図3をみると、一人当役場費は、埼玉県下の自治体と同じように、人口規模が大きくなるほど一人当負担が低下している。また、一人当総支出額は、4000-5000人の規模で最小値となっており、それ以上の人口規模では上昇基調となる。教育費については、人口規模の大きい団体ほど一人当たりの負担が大きくなっているようにも見える。教育に関する財政データの場合には、留意すべき点がいくつかあるので、それは後述することになる。

『理論と実際』としては、図1、図2、図3のような一人当支出に関する分析から8000人という人口規模が能率的であることを示す方針だったはずである。しかし残念ながら、『理論と実際』に掲載されているデータを全体としてみる時、人口が多い団体ほど一人当支出は低下する傾向にあるということ以上の

特性を指摘するのは難しいように思われる。

3.3 『財政資料』にみる一人当支出

次に注目するのは、地方行政調査委員会議事務局によって用意された『地方財政資料 昭和24年・昭和25年度』である¹⁴⁾。『財政資料』では、昭和24年度決算データと昭和25年度の予算現計データ（1月時点）がまとめられている。第一次神戸勧告が1950（昭和25）年12月に提出されたことや、地方自治庁の規模の合理化に関する通知が1951年に発せられていることとを合わせ考えれば、『財政資料』が参考資料として利用されたと考えてもよからう¹⁵⁾。

『財政資料』には、168市町村（82市、86町村）という小サンプルではあるが、人口規模別に集計された一人当たりの財政データが掲載されている¹⁶⁾。それらのデータが示す特徴を検討してみたい。なお、以下では、議論を平明にするために、昭和25年度の予算現計データ（1月時点）のみを使用する。『財政資料』のデータを用いて作成した図4は、横軸が人口規模（集計された各グループ）、縦軸は一人当たりの財政データの大きさであり単位は円である。下段括弧内の数字がサンプル数であり、人口1.5万から2万までのサンプル数が乏しい点には留意が必要である¹⁷⁾。

14) 『財政資料』には加減乗除の計算ミスによる不整合、明らかな誤記（桁が違う）なども散見される。これらをできるだけ排除するために、可能な範囲でクロスチェックを行った。

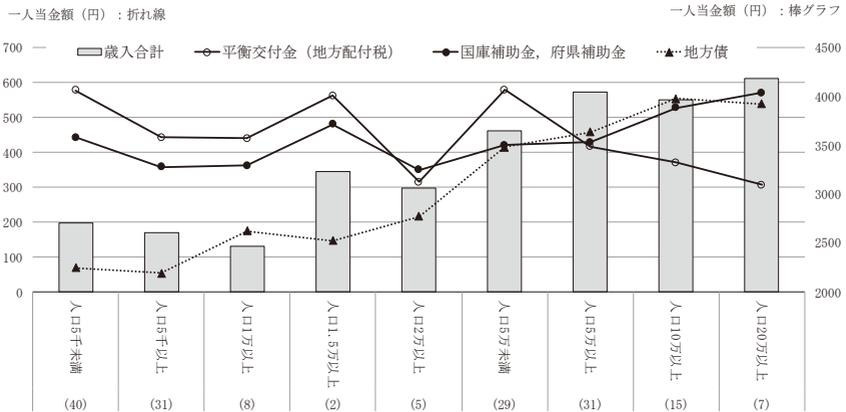
15) 『財政資料』そのものには数値とその補足説明以外の記述はない。そのため、神戸勧告がこの資料をどのような形で考察したのか、また、本当に利用したのかについて筆者は現時点で明らかにできていない。

16) 『財政資料』では、個々の自治体ごとに財政データと一人当財政データを掲載しているものの、人口を掲載していない。そこで、掲載されているデータを使って割り戻すことで「推定人口」を求めた。例えば、議会費が1000千円、一人当議会費が2000円となっていれば、前者を後者で除すことで、人口が500人であることが算出できる。この手順で複数の費目から算出した人口を比較すると、残念ながらそれらの値は一致しない。小数点以下の端数の切り捨てや四捨五入の影響はやむを得ないが、計算ミスや誤記なども多いと考えられる。ここでは、端数処理の影響が最も小さくなるよう、桁数の最も大きい歳入合計から算定された「推定人口」を人口として採用することにした。

17) 『財政資料』には、人口規模別に集計した表と、個々の自治体のデータを掲載した

昭和の大合併を見直す（上）

図4 人口階級別の一人当収入（昭和25年）



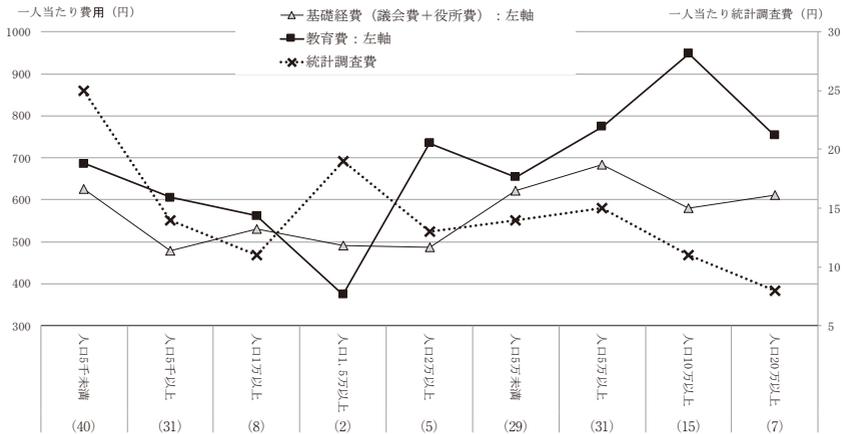
NOTE：『財政資料』より作成。昭和25年度1月末予算現計。歳入の数字には、公営企業（水道、電気、ガス、病院、競輪、競馬など）及び国民健康保険は含まれない。ただし、一般会計への繰入分は含む。人口は、昭和25年10月1日現在常人口調査の数字を用いた。図中にある括弧内の値は対象となった団体数。

図中の棒グラフは歳入合計額を人口で除した一人当歳入を示しているが、これを見ると人口1.5万未満では明らかに値が小さくなっていることがわかる。小規模団体の一人当歳入は、人口20万以上の大都市に比べて約6割程度ではないのである。一人当地方債の金額が、小規模自治体ほど小さくなるという傾向も顕著である。当時は、小規模自治体が担う行政サービスや公共投資の範囲が大規模自治体とは異なっていたことと、地方財源の保障機能が力不足であったことなどが原因であると考えられる¹⁸⁾。現代においては、地方交付税制度の効果もあって、人口規模が大きい市町村ほど一人当歳入が小さくなる傾向があるため、今昔の違いは特筆しておきたい。

表とがある。個々の自治体の値を見ると欠値もあることから、集計された表のサンプル数は、実測値の数を示すとは限らない。

18) 国による市町村への財源保障機能は、図4が示すほどには弱くないかもしれない。補論表6で岩手県下の市町村の一人当平衡交付金の平均値をみると、人口が5000人を下回る町村では人口規模が小さくなるほど金額が大きくなっており、人口1万から2万の範囲ではおおそ横ばいか、あるいは緩やかな減少傾向がみられる。

図 5 一人当費用の人口規模別の違い（昭和 25 年）



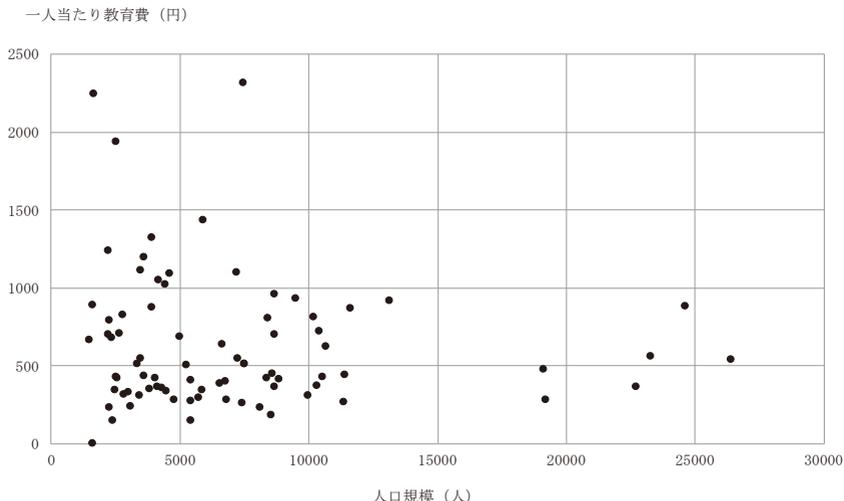
NOTE：『財政資料』より作成。昭和 25 年度 1 月末予算現計。歳出の数字には、公営企業（水道、電気、ガス、病院、競輪、競馬など）及び国民健康保険は含まれない。ただし、一般会計への繰入分は含む。人口は、昭和 25 年 10 月 1 日現在常人口調査の数字を用いた。図中にある括弧内の値は対象となった団体数。

図 5 は、支出へと視点を戻している。提供する役務に質的な差異が生じにくく、かつ規模の経済性が働きそうな費目として、議会費に役所費を加えた「基礎経費」、教育費、統計調査費について一人当支出を比較している。まず、統計調査費（図 5 の右軸）においては、人口 5000 未満のグループから人口 1 万以上のグループにかけて、人口規模が大きくなるほど一人当費用が小さくなっているように見えなくもないが、人口 2 万以上の推移と合わせ見ると、明瞭な特徴があるとは言い難い。

一人当基礎経費については、福武ほか（1958, p.337）で最も節減が期待できると記述されているし、平成の大合併においても、事実として顕著に規模の経済性（能率の向上）が発揮できた指標の一つである。しかし、ここでのデータでは、人口規模の違いによる某かの特徴を明瞭に確認することはできない。一人当教育費は、人口 5000 未満のグループから人口 1.5-2.0 万のグループにかけては、人口が大きくなるほど低下する傾向を見て取ることができ、それ以上の人口規模では上昇に転じていることから、人口 1.5 万程度が教育行政における

昭和の大合併を見直す（上）

図6 一人当教育費の分布



NOTE：『財政資料』より作成。昭和25年度1月末予算現計。

最も能率的な規模にも見える。しかしながら、この解釈を鵜呑みにはできない。例えば、人口1.5万へ向かって一人当教育費が低下しているようにも見えるが、それは1.5万-2.0万に属するサンプルが少ないことで特定の団体の値から強い影響を受けている蓋然性がある。もしこの値を除いてしまうと、人口5000から人口5万までの一人当教育費はおおよそ横ばいとも言え、そうであれば図3と同様の解釈になる¹⁹⁾。そこで、82ある町村の個々のデータを用いて、人口規模に応じた一人当教育費の散布図を作って確認したものが図6である²⁰⁾。なお、1.3万と1.9万の間はサンプルがないため離開して見える。この図をみると、人口8000以上になると、一人当教育費の上限が1000円を越えることがなくなり、費用が低位で安定しているようにも見える。これに対して、小

19) 補論表6で岩手県下の市町村の一人当教育費の平均値をみても「横ばい」と見るのが穏当であり、図5のような変動は見て取れない。

20) 当該資料の冒頭で「86町村」のサンプルがあると記述されているが、データが整理されている個別表に記載されている町村名の数は87である。これらのうち5町村は教育費が欠値のため、これらを除く82町村の観測値が使用可能である。

規模団体の場合、分母となる人口が小さいため、分子となる支出の増加が一人当費用を大きく動かしてしまいがちであるが、中位の値を比べるならば、けっして一人当教育費が高いとはいえない。また、図中に見られる小規模団体の値の上振れが必ずしも非能率性を意味するとは限らないことにも留意しなければならない。例えば、図6では、一人当教育費が異常に大きいために、檜枝岐村（人口779人、一人当教育費4000円）を除いて図示しているのだが²¹⁾、檜枝岐村立檜枝岐小中学校のウェブサイトで学校の沿革をみると、昭和25年に校舎を新築していることが分かり、これが一人当教育費を押し上げているものと推察される。正当な理由によって生じた支出増があったときに、これらすべてを能率が低いせいであると断定し難い。

なお、教育にまつわる支出の分析では、制度変革期であることに留意した解釈が求められる。1950（昭和25）年度に義務教育費国庫負担法が廃止され、これらが平衡交付金の基準財政需要に吸収されている。こうした制度変更が人口規模の違う市町村の支出へどのような影響を与えたのかについては、伊藤（1955, 1956）、草間（1958）で論じられている。また、当時の教育費の少ない部分が私費によって補われていたという点にも注意が必要である。福武ほか（1958, p408）によれば、静岡県湖西町の場合、昭和32年の教育費（小中学校）は、基準財政需要額が約953万円のところ、町経常費支出として約986万円、PTA寄附金と学校徴収金（給食費を除く）で構成される私費負担が約508万円となっており、公費以外の割合が小さくないことがわかる。私費による帳尻合わせが行われているとすれば、一人当教育費を比較することには特有の難しさが内在している。したがって、これら教育に関するデータから8000人が最も効率的であるか否かを判定することは容易にはできないであろう。

21) 図6では、檜枝岐村だけではなく、芦別町（人口5.8万、一人当教育費997円）も除いている。芦別町は図に収めるには人口が大きすぎるためである。除外したのはこれら2団体だけである。

4. 岩手県下の市町村データ

神戸勧告が参考にしたであろう『理論と実際』と『財政資料』が示すところだけでは、8000人という値が一人当支出においてどのような特別な意味を持つ値であるのかについて、説得的な論拠が示されているとは理解できなかった。観測値数が十分ではない中であって、個々のデータの外れ値的な変動を除去する工夫も必要であることもわかった。また、教育や警察にまつわる支出の考察は興味深いのだが、制度的な影響などを色濃く反映しがちであり、市町村の人口規模別に一人当支出を分析する対象としては取り扱いが難しいことがわかった。こうした課題に留意しつつ、以下では、岩手県が1957（昭和32）年にまとめた『岩手県町村合併誌』（以下、『合併誌』）にある市町村データを用いて、筆者なりに一人当支出の特性に関する検証作業に取り組んでみたい。なお、当該データは、小規模団体の観測値が相対的に多いところに優位性がある。

4.1 一人当支出と一人当市町村税収

『合併誌』（p.227-231）には、昭和の大合併に先だって収集された岩手県下全217市町村のデータが掲載されている。その中には、市町村税収および行政コストの基幹となる議会費と役場費の昭和27年度見込額（単位は千円）と、1950（昭和25）年10月1日現在の人口データが掲載されている²²⁾。市川（2015）によれば、岩手県では市町村合併に関する動きが相対的に鈍かったとされているため、昭和27（1952）年のデータは、神戸勧告あるいはシャープ勧告が想定していた非効率な市町村の姿を映し出していると考えられる²³⁾。こうしたデータから、市町村税収の値を当該団体の人口で除して「一人当市町村

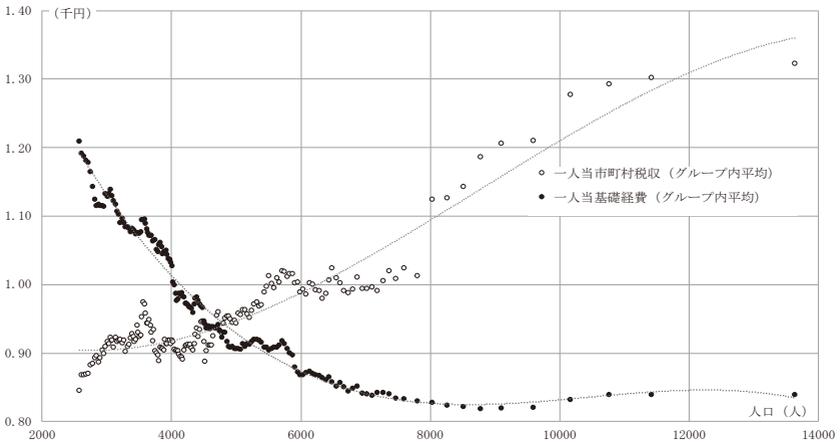
22) 『合併誌』では、川井村と門馬村の行政データについては一本化されて掲載されているため、本来は218団体分あるべきデータを217団体へと調整している。

23) 岩手県については、下巻で詳細に取り上げる。

「基礎経費」のデータを作成した。さらに、議会費と役場費を合計した値を「基礎経費」とし、この値を当該団体の人口で除して「一人当基礎経費」のデータも作成した。

これら2つの一人当データを考察するにあたり、外れ値の影響を除去しつつ全体の特徴を把握しやすくするための工夫として、217の自治体を人口の小さい順に並べ、 i 番目から $i+49$ 番目 ($i=1, \dots, 168$) までの50団体で一塊となるグループを168個作り、各グループごとに平均値を求めた。50団体の平均値であるから、特異な値を持つ団体が存在していても、おおよそ同規模の他団体の平均的な姿に収斂させることができる。図7はその値をプロットしたものであり、縦軸が一人当基礎経費と一人当市町村税収、横軸が人口である²⁴⁾。なお、人口の値も上記の作法で求めた各グループごとの平均値である。

図7 岩手県下の市町村における一人当基礎経費と市町村税収



NOTE：近似曲線は、任意に次数を設定した多項式を用いたものである。

24) 事実の頑健性を確認するために用意したものが巻末の補論図1である。そこでは、『財政資料』にある町村データのうち、議会費、役場費、人口のいずれかが欠値である6団体を除く81団体について、岩手県データと同じ手順で「一人当基礎経費」の平均値を計算し、その散布図を描いている。縦軸の単位の違いに注意して比較すると、絶対水準は異なるが、傾向は似たものとなっている。

図7をみると、人口に対して右下がりの一人当基礎経費は、おおよそ人口規模が9000人程度でボトムとなり、それ以上の人口ではほぼ一定（あるいは微増）に推移する。この特徴からすれば、いわゆる一人当基礎経費の最小効率規模（最も規模の経済性が発揮できる人口規模）は、岩手県下の町村においては、おおよそ9000人程度であったと解釈できるかもしれない。

他方で、一人当市町村税収は人口に対して右上がりであり、人口が多い団体は、人口を集めるだけの稼得機会があることを示唆している。なお、人口規模が8000人以上のところ、一人当市町村税収がジャンプしているのは、松尾村（1.2万人）、釜石町（3.5万人）、甲子村（1.9万人）などからの影響が大きい。松尾村（鉱業）の一人当市町村税収は県内最高で6125円となっており、これに続くのが釜石町（製鉄業）の4430円で、その次が甲子村（釜石近郊の鉱山）の3048円となっている。これらの町村が計算対象となる50団体に加わり始めるのが、図7の人口規模で8000人のところなのである。ちなみに、これら3団体に続き一人当市町村税収が大きいのは、2000円台の5町村（宮野目村、岩泉町、見前村、大川村、侍浜村）で、その後が盛岡市の1981円である。

市町村税（歳入）と基礎経費（歳出）の関係を合わせ見ると、人口が5000人を下回る団体では、市町村税収だけでは、議会費と役場費を合わせた基礎経費すら賄うことが難しい状態にある。『理論と実際』の用語を借用すれば、財政的な能力が不足していると判断し得る。それゆえ、平衡交付金制度によって能力の不足を補填することが必要になるのだが、国はこうした補填支出（必要経費が税収を上回る部分）を抑制するために市町村の規模を大きくしたいのである。

4.2 疑似的限界費用

次に、先のとおりと同しく、 i 番目から $i+49$ 番目（ $i=1, \dots, 168$ ）までの団体で構成される168個のグループを作った上で、それぞれのグループごとに以下のような回帰分析（分散不均一性を考慮した頑健なもの）を行った²⁵⁾。ここで、

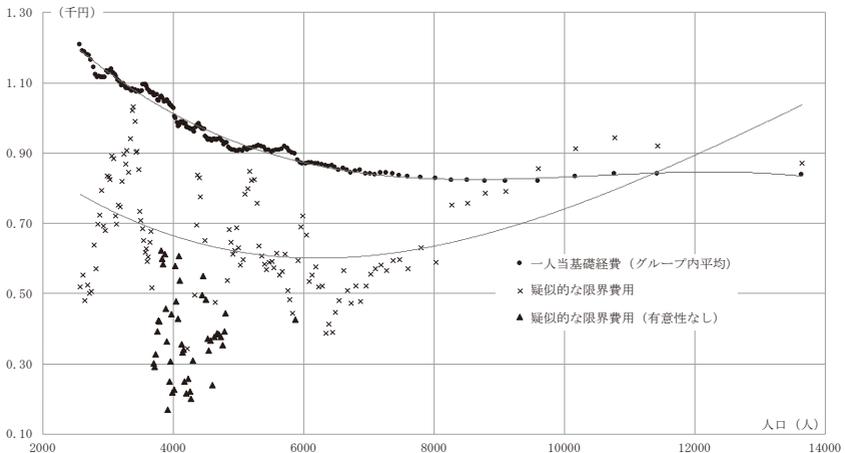
25) 西川（2002）と同様の枠組みである。

Y は先の基礎経費であり、 P は人口、 A は面積、 T は一人当市町村税収、 a は定数項、 ε は誤差項である²⁶⁾。

$$(1) \quad \ln Y_i = a + \alpha \ln P_i + \beta A_i + \gamma T_i + \varepsilon$$

Y と P を対数変換しているので推計された回帰係数 α は、168 個あるグループごとに、人口の変化率に対する基礎経費の変化率を示す弾力性を求めたことになる。ここで、弾力性 $\alpha = \frac{dY}{Y} / \frac{dP}{P}$ を変形すると $\alpha \frac{Y}{P} = \frac{dY}{dP}$ になる。168 個あるグループごとに求めた回帰係数 α と、グループごとに求めた一人当基礎経費の平均値を掛け合わせることで、疑似的なものではあるが、グループごとの限界費用 $\frac{dY}{dP}$ を得ることができる。168 個のグループは、人口の少ない順に並んでいるので、図 8 のように一人当基礎経費の疑似的な限界費用と平均費用とをプロットすることができる。なお、図 8 では、回帰係数 α の統計的有意性を

図 8 岩手県下の市町村における一人当基礎経費の平均費用と疑似的な限界費用



NOTE：近似曲線は、任意に次数を設定した多項式を用いたものである。また、疑似的な限界費用の近似曲線は、統計的有意性を 10% 水準でクリアしたもの（×印）のみに基づいている。

26) 一人当市町村税収は、当該団体の財政的な富裕度、個人の平均所得の水準、あるいは物価水準を示すものと解釈でき、地方自治体の財政支出に対して正の効果を持つ。

を10%水準でクリアしたもの（×印）と、それ以外のもの（▲印）を区別しており、後者は人口4000の周辺に集中している。

経済学の基礎知識からすれば、限界費用が平均費用を下回っているときには、生産量を増やすほど平均費用を下げるができる。ここでは、疑似的な値での比較に過ぎないが、人口9000を下回る範囲では、限界費用が平均費用を下回っているかのような姿になっている。

ここまでの考察結果を慎重に解釈すれば、一人当基礎経費は、少なくとも人口が1万人を下回る範囲については、人口が大きくなるほど低下する傾向にある、というものとなろう。他方で、大胆に結果を解釈すれば、人口8000という値は、一人当支出額がほぼ最小化されている能率的な人口規模と見做しても不適當とは言えないと判断できるかもしれない。

ただし、この節の考察については、岩手県下の市町村データを使用したことに関する留意点がある。岩手県下の市町村のうち、人口が1万以上で2万以下の団体はわずかに9団体しか無く、2万以上で3万以下が5団体、そして県都盛岡市が11.7万人であり、合計で15団体のみで人口が1万を超えている。そのため、図7と図8で人口が1万を超える部分の特徴は、観測値の少なさによる頑健性の低さを否定できない。

5. 小括

本稿の考察をまとめると、神戸勧告は、町村合併によって行政運営の一人当支出を削減するという「能率化」の理念を示しながらも、一人当支出に関する検証が十分とはいえないまま、肌感的なものを総合的に勘案して7000-8000人という合併時の下限人口を提示していた。そこで、本稿では、岩手県下の市町村データを用いて、一人当支出に関する追加的な考察を行い、8000人という数字が不適當であるとは言えないことを示唆する材料を提供した。

筆者の個人的な経験からすると、複雑な統計手法を用いずとも、様々なデータと日々格闘していれば、まずまず正しく実態を把握することができる。神戸

勧告の作成時の検証手続きに大ざっぱとも言える一面があったとしても、その判断は著しく誤ったものとはなりにくい。それゆえ、神戸勧告が当時の町村合併をミスリードしたとは思っていない。筆者が懸念するのは、神戸勧告の説得力（根拠）について疑いを持たれないまま、「新制中学校1校を効率的に設置管理していくために必要と考えられた人口」という簡明な言説だけが一人歩きをして65年を経たが、そうした無批判的な理解からスタートしては、現代の市町村合併を論じる際の適切な検討材料も出てきにくいであろうという点である。

(下巻に続く)

参考文献

- [1] 新井浩文 (2010) 「市町村合併と編さん事業－昭和と平成の合併を比較して－」『文書館紀要』23, pp. 59-71.
- [2] 市川喜崇 (2011) 「『昭和の大合併』と『平成の大合併』」『同志社法学』63(1), pp. 331-353.
- [3] 市川喜崇 (2015) 「『昭和の大合併』の再訪」『自治総研』437号, pp. 30-88.
- [4] 伊藤和衛 (1955) 「国の教育財政政策と地方財政への影響」『教育学研究』22(2), pp. 31-48.
- [5] 伊藤和衛著、教育政策特別委員会編 (1956) 「地方団体の赤字問題と教育費」『教育学研究』23(2), pp. 21-38.
- [6] 岡田知弘 (2009) 「『昭和の合併』の受容過程－滋賀県彦根市の事例」『生駒経済論叢』7(1), pp. 57-76.
- [7] 荻田保 (1977). 「地方財政の三十年」『地方自治三十年記念自治論文集』（自治省編）, pp. 661-674.
- [8] 川瀬憲子 (2003) 「市町村合併と地方交付税改革」『静岡大学経済研究センター研究叢書』1, pp. 95-134.
- [9] 河中二講 (1956) 「議員立法形成の行政学的考察」『自治研究』32(1), pp. 47-85.
- [10] 北原明文 (2001) 「浅間南麓御代田町の町村合併」『清泉女学院短期大学研究紀要』20, pp. 29-58.
- [11] 小西砂千夫 (2019) 「地方財政計画の生成とその機能」『経済学論究』73, pp. 145-183.
- [12] 草間俊郎 (1958) 「教員給与費負担区分の諸問題」『教育学研究』25(3), pp. 2-20.
- [13] 佐藤俊一 (2005). 「戦後日本の地方自治制度の形成と広域行政（二・完）」, 東洋法学, 48(2), pp. 197-240.
- [14] 佐久間彊 (1963) 「行政事務の配分について」『年報行政研究』(2), pp. 95-111.
- [15] 島恭彦 (1958) 「町村合併と農村行政機構の展開」『町村合併と農村の変貌』有斐閣.

昭和の大合併を見直す（上）

- [16] 長野士郎（1977）「回顧と断想」『地方自治三十年記念自治論文集』（自治省編），pp. 713-727.
- [17] 福士哲生（2004）「昭和期の市町村合併と地域経済・地方財政：静岡県富士市を事例に」『資本と地域』1, pp. 1-23.
- [18] 福武直編著『合併町村の実態』（1958年，静岡県）.
- [19] 西川雅史（2002）「市町村合併の政策評価－最適都市規模・合併協議会の設置確率」『日本経済研究』第46巻 pp. 61-79.
- [20] 山崎孝史（1991）「町村合併計画の変遷から見た市町村領域の再編成過程－昭和期福島県中通りを事例として－」『人文地理』43(3), pp. 1-20.
- [21] 吉富重夫『地方自治』（1957年，勁草書房）
- [22] 和田英夫（1959）「合併・分町問題の理論と実態」『法律論争（明治大学）』33(3), pp. 1-29.
- [23] 渡辺敬司（1958）「町村合併と公有林野」『町村合併と農村の変貌』有斐閣.

参考資料

- 岩手県総務部地方課編『岩手県町村合併誌』（1957年）
- 厚生労働省『労働経済の分析』（昭和27年）
- 岐阜県地方課編『岐阜県町村合併史』（1961年）
- 財務省『昭和財政史 第16巻地方財政』
- 全国町村会編『全国町村会史』（1958年）
- 地方行政調査委員会議事務局編『町村合併の理論と実際』（1951年）
- 地方行政調査委員会議事務局編『地方財政資料 昭和24年・昭和25年度』
- 地方自治総合研究所『神戸委員会（地方行政調査委員会議）の審議経過と勧告内容』
- 地方自治総合研究所編『地方交付税制度』（1980年）
- 山形県編『山形県市町村合併誌』（1963年）

○資料（本文中の作図で使用したデータを表として提供する）

補論表1 『町村合併の理論と実践』第24表 人口段階別町村行政費比較表（茨城県）

人口段階別	2000人 以下	2000～ 4000未満	4000～ 6000未満	6000～ 8000未満	8000～ 1万未満	1万～1.5 万未満	1.5万か ら2万
人口一人当議会費	23.6	29.8	22.9	27.5	17.7	30.7	20.2
人口一人当役場費	536.9	498.2	408.4	326.2	287.9	322.8	256.1
人口一人当産業経済費	185.8	161.6	120.6	131.6	84.4	73.4	38
人口一人当統計調査費	36.1	19.8	10	12.1	6.7	6.9	3.1
人口一人当選挙費	12.6	10.3	5.1	5.6	4.5	5.4	6.2
人口一人当（小計）	794.9	719.9	566.9	503	401.3	439.2	323.6
人口一人当総支出額	1286.7	1453.9	1196.3	1165.2	1050	1528.3	1753.7
議会費の総支出額に占める割合（％）	1.8	2.1	1.9	2.4	1.7	2	1.2
役場費の総支出額に占める割合（％）	41.7	34.3	34.1	28	27.4	21.1	14.6
産業経済費の総支出額に占める割合（％）	14.4	11.1	10.1	11.3	8	4.8	2.2
統計調査費の総支出額に占める割合（％）	2.8	1.4	0.8	1	0.6	0.5	0.2
選挙費の総支出額に占める割合（％）	1	0.7	0.4	0.5	0.4	0.4	0.4
上記の小計の総支出額に占める割合（％）	61.7	49.5	47.1	43.2	38.2	28.7	18.5

NOTE：昭和24年度最終予算額による。単位は円。

昭和の大合併を見直す（上）

補論表2 『町村合併の理論と実践』第29表、人口段階別町村行政費比較表（埼玉県）

	1000人未満	1-2千未満	2-3千未満	3-4千未満	4-5千未満	5-6千未満
総予算	1,889,423	28,438,362	148,076,761	426,141,891	372,295,172	284,107,931
総予算	1,889,423	2,843,836	3,701,919	4,393,215	5,640,836	6,607,161
人口一人当負担額	1,923	1,844	1,415	1,252	1,268	1,216
※独自に計算	1	10.0	40.0	97.0	66.0	43.0
※独自に設定	1	10	40	97	66	43
人口一人当負担額	813	563	505	442	406	365
人口一人当負担額	101	47	61	47	42	68
	6-7千未満	7-8千未満	8-9千未満	9千-1万未満	1万以上	
総予算	152,158,397	96,390,390	57,083,576	21,123,521	594,352,609	
総予算	8,403,244	9,639,039	9,513,929	10,561,761	26,106,936	
人口一人当負担額	1,369	1,301	1,133	1,092	1,450	
※独自に計算	18.1	10.0	6.0	2.0	22.8	
※独自に設定	18	10	6	2	22	
人口一人当負担額	378	333	289	245	282	
人口一人当負担額	109	171	144	116	242	

NOTE：昭和25年度当初予算による。単位は円。なお、自治体数のデータは元資料にはないため、予算合計額を一町村予算額で除して自治体数を求めた。しかしながら、人口階級が1万以上のグループに属する団体数は、独自に計算したところ値が22.8となるが、他のデータなどを用いて検証したところ、本来の値は「22」であるものと推量する十分な証拠があった。

補論表3 『町村合併の理論と実践』第30表、人口段階別町村行政費比較表（山形県）

人口階級	一人当額（平均人口で除した値）							
	町村数	平均人口	総支出額	役場費	教育費	総支出額	役場費	教育費
1000人未満	1	728	1,668,914	689,811	159,047	2292	948	218
1-2千未満	16	1,664	4,118,611	1,032,773	633,463	2475	621	381
2-3千未満	34	2,548	5,053,862	1,480,704	864,598	1983	581	339
3-4千未満	44	3,509	7,066,348	1,771,330	1,623,148	2014	505	463
4-5千未満	39	4,494	8,118,426	1,998,131	1,934,500	1807	445	430
5-6千未満	32	5,487	10,433,835	2,062,276	2,378,015	1902	376	433
6-7千未満	22	6,487	11,978,942	2,344,446	2,999,004	1847	361	462
7-8千未満	8	7,674	15,059,586	2,924,695	3,025,510	1962	381	394
8-9千未満	7	8,553	18,541,555	3,549,985	4,738,608	2168	415	554

NOTE：昭和24年度決算による。単位は円。

補論表4 『地方財政資料』人口階級別町村歳入比較表（昭和25年）一人当歳入

	一人当歳入									
	人口20万 以上	人口10万 以上	人口5万 以上	人口5万 未満	人口5万 未満	人口2万 以上	人口1.5万 以上	人口1万 以上	人口5千 以上	人口5千 未満
市町村税	1794	1702	1728	1516	1658	1291	1010	1028	1065	1065
平衡交付金（地方配付税）	307	371	417	579	315	563	440	444	478	478
国庫補助金	749	614	694	580	411	544	460	416	457	457
府県補助金	146	164	157	143	143	114	122	155	164	164
地方債	539	554	458	416	217	147	175	55	70	70
使用料手数料	214	102	85	67	62	131	60	16	25	25
その他	438	462	508	346	264	445	199	497	345	345
合計	4187	3969	4047	3647	3070	3235	2466	2611	2704	2704
自治体数	(40)	(31)	(8)	(2)	(5)	(29)	(31)	(15)	(7)	(7)

NOTE：昭和25年の財政データについては1月末予算理計を用いた。金額の単位は円。歳入・歳出の数字には、公営企業（水道、電気、ガス、病院、競輪、競馬など）及び国民健康保険は含まれない。ただし、一般会計への繰入分は含む。人口は昭和25年10月1日現在常人口調査の数字を用いた。

昭和の大合併を見直す（上）

補論表5 『地方財政資料』人口階級別町村行政費比較表（昭和25年） 一人当支出

款別	人口20万 以上	人口10万 以上	人口5万 以上	人口5万 未満	人口2万 以上	人口1.5万 以上	人口1万 以上	人口5千 以上	人口5千 未満
議会費	38	41	64	64	38	35	47	38	40
役所費	574	540	619	557	448	456	483	441	585
警察消防費	532	482	476	451	382	493	254	210	68
土木費	523	634	497	505	373	358	336	335	472
教育費	754	948	774	654	735	375	562	606	686
社会及労働施設費	780	645	757	604	449	713	318	298	215
保健衛生費	304	219	151	198	113	299	160	62	72
産業経済費	176	152	262	162	117	72	130	233	179
財産費	39	31	33	42	54	130	13	61	106
統計調査費	8	11	15	14	13	19	11	14	25
選挙費	27	18	24	21	20	22	20	13	21
公債費	147	158	118	114	38	108	30	51	46
諸支出金	272	239	289	230	278	129	81	220	212
予備費	10	19	45	13	.	.	.	35	37
合計	4184	4137	4124	3629	3058	3209	2445	2617	2764
自治体数	(7)	(15)	(31)	(29)	(5)	(2)	(8)	(31)	(40)

NOTE：金額の単位は円。

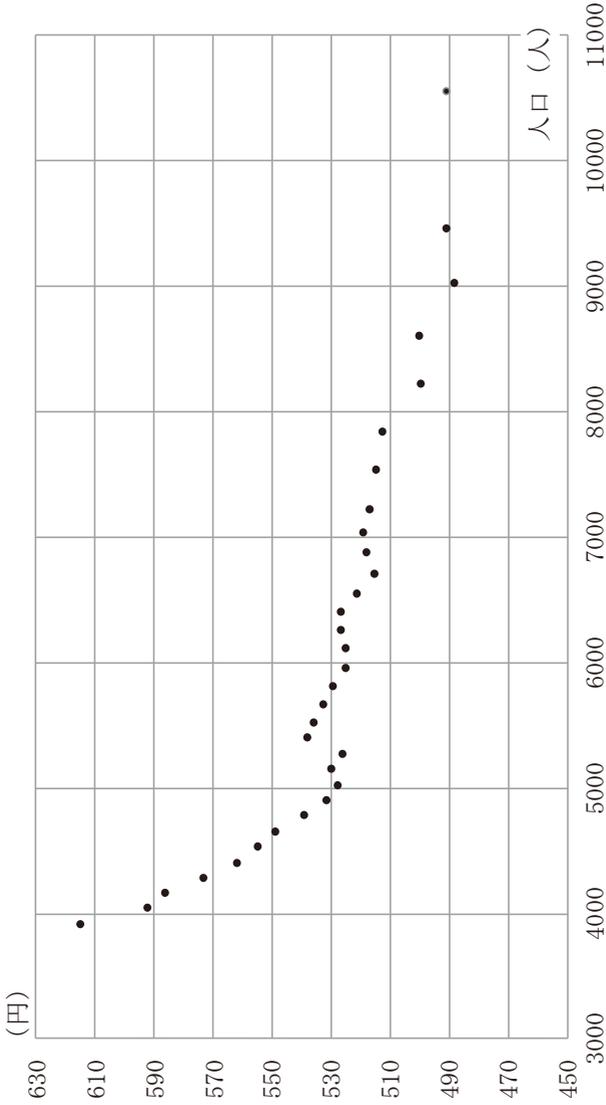
補論表6 『岩手県町村合併誌』(p.428-432) 人口階級別町村行政費比較表

	2000 未滿	3000 未滿	4000 未滿	5000 未滿	6000 未滿	7000 未滿	8000 未滿	10000 未滿	15000 未滿	20000 未滿	20000 以上
該当団体の合計人口 (S25.10.1現在)	11,823	66,871	174,580	221,276	135,864	164,232	76,176	80,545	43,872	89,505	22,388
議会費, 25年度決算	453	3,659	8,498	9,295	5,114	7,018	3,206	3,344	1,106	2,197	859
役場費, 25年度決算	11,167	44,741	104,619	111,895	64,497	80,043	34,786	35,969	16,320	42,274	8,494
平衡交付金, 25年度決算	20,157	72,227	155,125	180,622	104,077	130,541	57,458	64,824	31,348	37,560	12,144
教育費, 25年度決算	14,605	52,526	126,874	170,253	94,866	128,838	51,138	46,178	28,565	61,263	14,501
議会費, 26年度決算	874	4,327	11,501	12,269	7,255	9,948	4,232	5,160	2,460	3,872	1,407
役場費, 26年度決算	13,852	59,930	142,784	150,673	92,186	107,560	45,798	48,262	23,816	59,064	11,864
平衡交付金, 26年度決算	19,619	70,048	159,633	181,061	105,702	129,876	57,130	60,868	28,082	31,323	12,841
教育費, 26年度決算	7,169	64,313	120,739	215,150	127,436	135,998	81,511	53,726	30,766	97,127	12,837
議会費, 27年度決算見込額	1,102	6,132	15,786	16,956	9,719	12,626	5,548	6,846	3,122	5,656	2,128
役場費, 27年度決算見込額	18,209	70,959	171,169	198,172	108,603	129,390	54,972	58,330	29,850	70,460	16,124
平衡交付金, 27年度決算見込額	26,063	99,708	211,651	243,214	137,205	155,564	71,695	67,000	32,542	34,931	13,381
教育費, 27年度決算見込額	18,288	48,111	144,383	230,951	136,178	131,487	62,394	57,231	34,476	120,307	31,837
一人当平衡交付金3か年平均	1.9	1.2	1.0	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.7	0.4	0.6
一人当教育費3か年平均	1.1	0.8	0.7	0.9	0.9	0.8	0.9	0.7	0.7	1.0	0.9
一人当基準財政需要額3か年平均	2.3	1.8	1.6	1.5	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.2	1.5
自治体数	(7)	(27)	(50)	(50)	(25)	(25)	(10)	(9)	(4)	(5)	(1)

NOTE: 単位は千円。

昭和の大合併を見直す（上）

補論図1 一人当基礎経費（議会費と役場費の合計）の平均値の分布：『財政資料』の町村データ



NOTE：『財政資料』にある昭和25年度1月末データのうち、町村に関する81の観測値を使用した。なお、人口、議会費、役場費のいずれかのデータに欠値がある6データを除いた。「平均値」の作成方法は本文中における岩手県データと同じ作業による。